

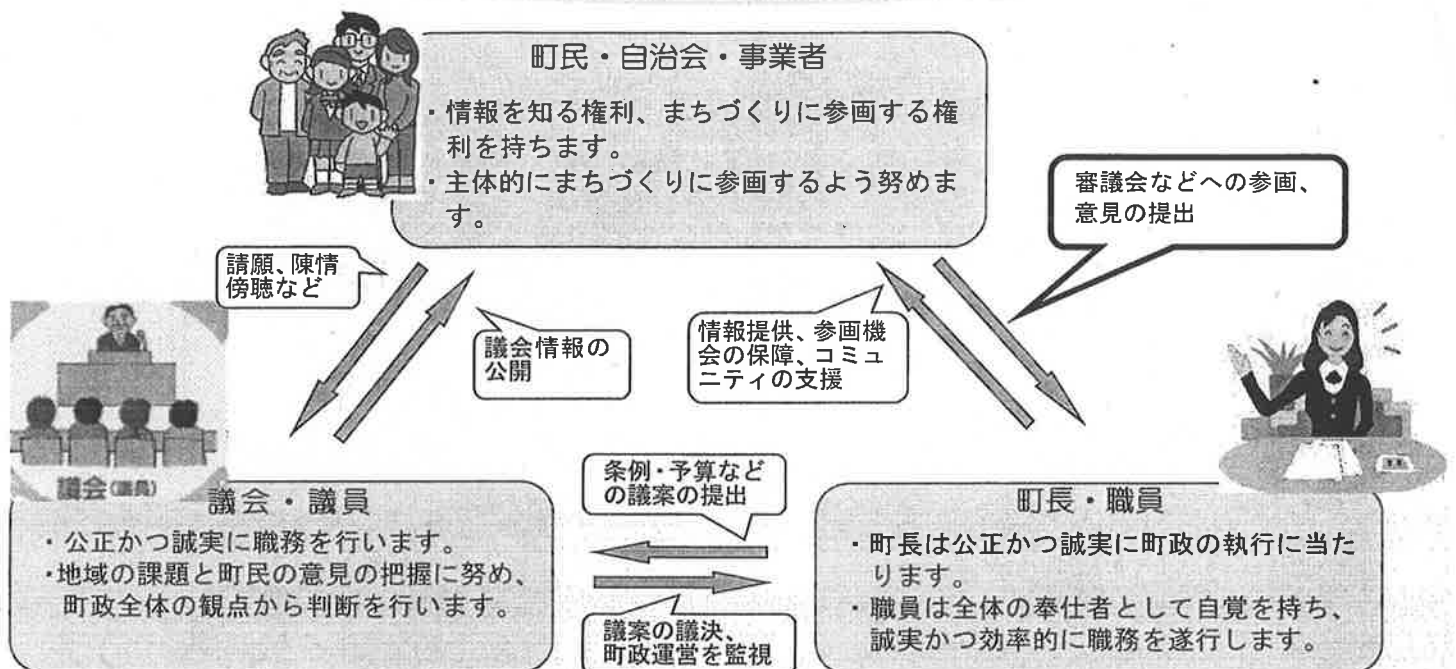
知っていますか？ 北栄町自治基本条例

～ 協働と参画のまちづくりをすすめよう ～

北栄町自治基本条例 とは・・・

まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的なルールなどを定めた条例です。この条例に基づいて「協働と参画のまちづくり」を進めることにより、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。

北栄町自治基本条例のイメージ図



元気な自治会活動が「協働と参画のまちづくり」を進めます！

条例では・・・

- 町民、自治会、町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働のまちづくりを推進するよう努めることを規定しています。(第12条第1項)
- 町民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めることを規定しています。(第18条第1項)
- 町は、自治会の役割、自主性を尊重し、町民自治を損なうことのないよう、必要に応じて施策を講じることを規定しています。(第18条第2項)

自治会で自治基本条例を学んでみませんか？

出前講座を希望される自治会を募集しています。

【お問い合わせ先】北栄町役場 政策企画課 (大栄庁舎2階) ☎37-5864